

秋田県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

平成30年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

	氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
旧	福田 純 詠	あんり整骨院	大仙市戸蒔字福田132番地	平成30年8月9日
新			大仙市戸蒔字松ノ木95番地1	
旧	三 熊 勝	三熊治療院	能代市東町8番7号	平成30年8月21日
新			三熊治療院 心身リハビリマッサージ 能代	